

茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（案）に関する
パブリックコメントにお寄せいただいたご意見と市の考え方

茅野市が制定を進めている「茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例（案）」に関するパブリックコメントを実施したところ、下記のとおり貴重なご意見をいただきました。

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

記

○パブリックコメントの実施状況

1 意見の募集期間 平成27年1月5日（月）～ 2月4日（水）

2 意見の提出者数と件数 提出者 4人、件数 9件

3 意見の提出方法別数

提出方法	メール	郵送	FAX	持参	計
人数	3人	1人	0人	0人	4人

4 いただいたご意見とそれに対する市の考え方

No.	該当する箇所	いただいたご意見の概要	市の考え方
1	全体	この条例の対象に学校関係が入っていない。子どもたちへの防災に対する常日頃の教育と地域との連携は重要であり、子どもたちは、災害のときには強い人材になり得る。災害時に子どもたちが地域の中で何をすべきか、この条例に盛り込む必要がある。また、市内の2つの高校、諏訪東京理科大学についても同様に盛り込むべきである。地域の防災活動に市民として児童・生徒・学生・職員も参加することを明確に記載すべきである。	<p>茅野市では、茅野市地域防災計画の中(学校等における防災教育の推進)で、市内の保育園・小中学校・高校等において、体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校等における防災訓練等をより実践的なものにするるとともに、学級活動等とおして防災教育を推進することとしています。</p> <p>ご指摘のとおり、災害時において児童・生徒・学生などが果たす役割は大きいものがあります。今後は、子どもたちが災害時に地域の中で何ができるのか、どう関わっていくのかという点も含めて防災教育を進めていきたいと考えます。なお、このことについては、公助の取組の「10 防災知識の普及等」に含まれています。</p> <p>また、市内の自主防災組織の中には、地域内の中学生に防災訓練への参加を呼び掛けているところもあります。そのような情報を的確に自主防災組織へ提供することにより、子どもたちの地域における防災活動への参加を促していきたいと考えています。</p> <p>諏訪東京理科大学については、市内の一事業者として、地域における防災活動に参加していただけるよう、市からも協力を依頼していきます。</p> <p>全体をとおして、いただいたご意見のような具体的な取組については、地域防災計画の中に入れ込んでいくこととなります。</p>
2	全体	最近の災害状況、茅野市の自然環境、少子高齢化の社会情勢を考えても、早急な準備が必要だと思う。まずは条例を制定し、徐々に実効性のあるものに改善していけば良い。	「災害に強い支え合いのまちづくり」は、この条例が制定されたからといって、すぐに実現できるものではありません。ご指摘いただいたように、この条例の制定を契機とし、市民、事業者、自主防災組織と市とが一体となって「災害に強い支え合いのまちづくり」が一步一步前に進んでいくよう取り組んでいきます。

No.	該当する箇所	いただいたご意見の概要	市の考え方
3	1 ページ 前文	自助、共助が基本であることを市民が強く認識することが必要だと思う。	災害が大きくなればなるほど、自助（自分のことは自分で守る）、共助（地域のことは地域みんなで守る）の取組の重要性が大きくなります。このことについては、様々な機会を通じて市民の皆さんに周知していきたいと考えています。
4	2 ページ 2 用語の定義	「市民等」の定義の中に、通学者は入っているが、学校責任者も入れる必要がある。	学校関係者（先生など）もこの条例の中では、市内に住所又は居所を有する市民、及び市内に通勤するものとして含まれています。なお、学校における防災教育を推進していくうえで、学校関係者が果たす役割は大きいものがありますが、学校関係者の果たす役割等については、地域防災計画の中に記載されるため、この条例の中で特別に学校関係者を定義づけることは、考えていません。
5	3 ページ 4 市民の自助	自助の取組は重要ではあるが、その理解と徹底には、自主防災組織の手伝い、フォローが必要だと思う。	自助の取組を充実していくためには、市民個人の知識や意識を高めていくことはもちろん、自主防災組織などの活動を通じて自助の取組の重要性を普及、啓発していくことが有効な手段になります。そのような取組が積極的に行われるよう、市としても必要な情報の提供や助言など、自主防災組織の活動へ積極的に関わっていきます。

No.	該当する箇所	いただいたご意見の概要	市の考え方
6	3 ページ 4 市民の自助	<p>新耐震基準が適用された昭和56年から平成12年までに建てられた住宅の耐震診断を分析した結果、約85%の住宅で耐震性が不足しているという報道があった。このことから、現在昭和56年以前に建てられた住宅を対象としている耐震シェルター設置補助金について、見直しが必要ではないか。</p>	<p>居住している住居の耐震化等については、自助の取組で実施していただくこととなります。</p> <p>茅野市では、いつ起こるか分からない大地震に備え、新耐震基準が適用される昭和56年5月31日以前に着工された住宅を対象に、無料の耐震診断や耐震補強工事に対する補助制度を行っています。</p> <p>これは、平成7年1月に発生した阪神淡路大震災において、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建てられた住宅に被害が集中したことを受け、国の基本方針として、旧耐震基準による住宅の耐震化を重点的に進めていくことが示されたことを受けたものです。</p> <p>市内には、旧耐震基準で建てられた住宅で耐震性がないと推測される住宅が約4,000棟ありますが、茅野市の住宅耐震化率は、平成26年3月末現在81%となっています。建物全体を補強する耐震補強工事は、費用も高額になることなどから、耐震性が無いと判定された住宅を対象に、比較的安価で実施ができる耐震シェルター設置補助事業を茅野市独自で行っています。</p> <p>まずは当該住宅の耐震化等を重点的に進めていくため、耐震シェルター設置に関する補助金交付の対象となる住宅の基準につきましても、昭和56年5月31日以前の住宅としておりますので、ご理解ください。</p>

No,	該当する箇所	いただいたご意見の概要	市の考え方
7	4 ページ 6 市民の共助	共助を進めていくためには、住んでいる区や自治会に入区することがカギになるため、入区条例とセットにしなければ目指す共助は実現が難しいと思う。入区条例をセットとする文言が必要だと思う。	<p>茅野市では、平成23年度から、区・自治会を中心とした地域コミュニティ活動のあり方について、多くの市民の皆さんからご意見をいただき、議論を進めてきました。その中で、入区条例の制定についても検討し、多くのご意見をいただきました。その結果、平成25年度に以下のような結論の方向性をお示しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入区を義務付ける入区条例の制定は難しいこと ・入区を義務付けない入区条例を制定したとしても、入区に対するきっかけとはなりにくいこと ・地域コミュニティ活動を充実していくためには、共通の動機が必要になること ・現代の共通の動機としては、災害時における地域のつながりが最も望まれていること <p>そこで、地域での防災に関する活動を充実し、日頃からお隣同士の顔が見える関係を築いていくことで、地域コミュニティ活動を充実していくため、この「茅野市災害に強い支え合いのまちづくり条例」を制定したいと考えました。入区条例の制定については、現在のところ考えていません。</p> <p>一方で、入区の促進については、市の施策として今まで以上に取り組んでいきます。平成26年8月には、市の区長会長会と協働で「区・自治会加入促進の手引」を作成しました。入区の促進については、区や自治会だけで頑張っても、市だけで頑張っても効果は期待できません。区・自治会と市とが同じ目的に向かって、協力して進めていくことが重要になります。市も区・自治会と一体となり入区促進に努めていきます。</p>

No,	該当する箇所	いただいたご意見の概要	市の考え方
8	5 ページ 8 自主防災組織の共助	<p>実際の活動において、自主防災組織をいかに機能的な組織にできるかが最も重要になる。今の自主防災組織は、毎年変わる区長を長としたもので、専門性、継続性に欠け、形式的になりやすいと思う。ここの改善が極めて重要だと考える。組織の編成など、区の自主性に任せるだけでなく、市からの方向性の指導、フォローが必要である。</p>	<p>この条例で進めようとしている「支え合いのまちづくり」において、一番のポイントになるのが「共助の取組」であり、その中でも自主防災組織が果たす役割が最も重要になります。</p> <p>ご指摘のとおり、市内のほとんどの自主防災組織は、区・自治会組織の一部として活動しており、自主防災組織の役員の多くは、区・自治会の役員を兼ねています。そのため、自主防災組織の役員は単年度で交代してしまい、自主防災組織の活動自体が、継続性を持たない前例踏襲的なものになっています。</p> <p>地域防災力の向上は、一朝一夕で実現できるものではありません。自主防災組織の活動が継続的かつ発展的に行えるよう、複数年任期の防災リーダーを組織内に設置したり、複数年にわたってつながりを持たせた防災訓練を計画したりするなど、長いスパンで防災力を高めるような取組に努めていただきたいと思います。ただし、このような取組は、全市画一的にできるものではありません。その地域の実情に合わせた活動を計画することで、より実効性のある活動になります。</p> <p>そして、このような自主防災組織の活動が積極的に行われるよう、市としても今まで以上に自主防災組織との関わりを持ち、必要な情報提供や助言を行っていきます。(6 ページ 14 自主防災組織への支援)</p>

No.	該当する箇所	いただいたご意見の概要	市の考え方
9	8ページ 22 名簿情報の 提供	<p>平常時の全避難行動要支援者名簿の提供は、警察、消防に限定し、民生委員へは提供しない方が良い。</p> <p>【理由1】人命救助をする事前準備のために不同意の人の情報を提供されても民生委員の活動上、無理がある。</p> <p>【理由2】民生委員に提供された不同意の人の情報は、自主防災組織には提示できず、支え合いマップにも記載できない。要支援者全員が同意するよう進めて、不同意の人に対し発災時にどう支援するのか工夫すべき。</p> <p>【理由3】民間人である民生委員に無理やり情報を提供することは、プライバシー保護の面などで、要支援者本人の利益にはならない。</p>	<p>茅野市では、災害時における迅速な対応（救助・救護活動）の必要性から、警察・消防には平常時から全要支援者の名簿情報を提供することが妥当であると判断しました。また、災害時やその後の救助・救護活動には、民生委員さんが普段の地域活動で得た情報が重要となることから、平常時からの活用も視野に入れ、担当地区に限った全要支援者の名簿情報を提供することが必要であると判断したものです。</p> <p>民生委員さんは、自らも地域住民の一員として、それぞれが担当する区域において、住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を果たすとともに、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしていただいています。災害時における要支援者に対する支援を迅速かつ適切に進めるためには、要支援者の把握や平常時からの声かけ、見守り活動などが何よりも大切であり、これは、民生委員さんの日常の活動と大きく重なります。要支援者本人の外部提供に対する同意・不同意に関わらず、全要支援者の情報を把握していただくことは、要支援者に対する支援が適切に行われるだけでなく、民生委員さんの日常活動自体にもつながるものと考え、全要支援者の情報を提供することとしました。</p> <p>理由2でご指摘のあるとおり、不同意者の情報を自主防災組織へは提供できませんが、災害が発生したとき、全ての要支援者の情報を持っている民生委員さんが地域の中にいることで、不同意者も含めた迅速な避難支援等に結びつけることができると考えています。</p> <p>また、民生委員さんは、民生委員法においてその活動上知り得た秘密に対する守秘義務が課されており、要支援者の個人情報保護上の点においても配慮できるものと考えています。</p> <p>なお、民生委員さんによる要支援者への平常時や発災時の活動については、民生委員さんを対象とした説明会等を行うとともに、その活動について、広く市民の皆さんにも周知していきたいと考えています。</p>